



長崎労働基準監督署発表
令和元年11月7日

担 当	長崎労働基準監督署
	副署長 <small>うちやま</small> 内山 昭宣
	第二方面主任監督官 <small>いしみ</small> 石見 大輔
	電話 095-846-6391 (17:15まで) 095-846-6354 (17:15~19:00)

最低賃金法違反事件の送致について

長崎労働基準監督署(署長 かわはら いさお 川原 勲)は、本日、下記の被疑者を最低賃金法違反の容疑で、長崎区検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) アドバンス・エンジニアリング株式会社

所在地：長崎県長崎市西町

(2) 被疑者A(61歳 女性 代表取締役)

2 事件の概要

被疑者は、上記1の所在地に本社事務所を置き、機械器具造修業を営んでいたが、労働者2名に対し、平成30年10月1日から同月末日までの10月分の定期賃金のうち支払い済みである105,000円を差し引いた合計492,367円を所定支払日までに支払わず、もって長崎県最低賃金額(平成30年10月1日から同月5日まで時間額737円、同月6日から同月末日まで時間額762円)以上の賃金を支払わなかった疑い。

3 違反条文

最低賃金法第4条第1項(最低賃金の効力)違反

同法第40条、42条(罰則)

注)賃金不払事件は、従来労働基準法第24条違反として送致してきたが、平成20年7月の最低賃金法改正により、同法4条の方が罰則が重くなった(50万円以下の罰金(労働基準法第24条は30万円以下の罰金))ため、今後は賃金を全く支払わない等支払賃金額が最低賃金額に満たない場合、最低賃金法違反として送致することとしている。

4 参考事項

労働基準監督署に対する賃金不払、解雇等の相談及び申告は依然として数多く寄せられており、労働環境の悪化が懸念されるところである。

平成30年度中に当署で申告処理を要した事業場は128件あり、そのうち113件が賃金不払に関する事案である。

賃金は労働者及びその家族にとって欠くことのできない生活の糧であり、経営者はいかなる事情があろうとも賃金の支払いを確保しなければならない責務を負っているにもかかわらず、労働者の賃金を支払わず、その生活を脅かした責任は重大である。

長崎労働基準監督署は、今後も賃金不払等を発生させる悪質な事業主に対して、厳正なる態度で対処していく方針である。